

定期接種の機会を逸した女性に対するヒトパピローマウイルスワクチン接種機会の確保及びより効果の高いがん予防対策を求める意見書（案）

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンは定期接種であるにもかかわらず、2013年6月以降、積極的勧奨を差し控えたまま8年あまりが経過した。これに伴い、2000年4月から2005年3月生まれの女性のほとんどが、定期接種の期間を過ぎた場合に公費での接種が受けられなくなることも含めて情報が伝えられないまま、接種機会を逸した。このまま接種がなされなければ、約2万2000人の女性が防げたはずの子宮頸がん罹患し、約5500人の女性が子宮頸がんで命を落とすと推計されている。

定期接種の機会を逸した女性のうち、自ら希望し任意接種を受ける女性は、高額な費用を自己負担しなければならず、万一副反応が発生した場合の補償にも差が発生する。経済的理由により任意接種ができない場合、がん予防に経済格差が発生し、これから妊娠・出産を考える女性の妊孕性を脅かすことは、公衆衛生上の重大な問題である。

令和3年11月12日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、積極的勧奨を再開する方針が示されたが、既に接種機会を逸した女性の救済は急務である。また4価ワクチンの肛門がん等HPV関連がんの予防効果について男性への適応が追加され、9価ワクチンも承認されたことから、より効果の高いがん予防対策となるよう、早急に予防接種法施行令を見直し、8年間の遅れを取り戻す必要がある。

守れる命と健康を守るため、国に対し、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 定期接種の接種機会を逸し、HPVワクチンの任意接種を希望する女性に対して、経済的負担を軽減するための措置、及び財源の確保を行うこと。
- 2 定期接種の機会を逸し、既に自費で接種した女性への償還払いを前項の措置及び財源の確保の対象に含めること。
- 3 9価のHPVワクチンを定期予防接種に使用できるよう、市町村への財政支援を含め早急に対応すること。
- 4 男性も定期予防接種の対象とすること。
- 5 接種を躊躇せず、安心してHPVワクチン接種による子宮頸がん予防が行えるよう、有害事象に対する診療・相談態勢を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

様

和歌山県議会議長 森 礼子
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣